



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年3月24日火曜日 第90号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（子育て支援課）... 174  
 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則.....（産業創出課）... 175  
 愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則.....（農政課農地・担い手対策室）... 177

## 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）... 178  
 加入区の設定（漁獲共済）の一部改正.....（漁政課）... 179  
 漁業災害補償法による一定区域の設定及び加入区の設定の廃止の一部改正.....（ " ）... 181  
 加入区の設定（特定養殖共済）.....（ " ）... 182  
 加入区の設定（特定養殖共済）の一部改正.....（ " ）... 183  
 加入区の設定（特定養殖共済）.....（ " ）... 183  
 基本測量の実施の通知.....（道路維持課）... 184  
 公共測量の実施の通知.....（ " ）... 184  
 基本測量の終了の通知（2件）.....（ " ）... 184  
 公共測量の終了の通知（2件）.....（ " ）... 184  
 土地区画整理組合の理事の就任及び退任の届出.....（都市計画課）... 184  
 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....（会計課）... 185  
 土地改良区の定款変更の認可.....（東予地方局農村整備課）... 185  
 道路の区域変更（県道砥部伊予松山線）.....（中予地方局管理課）... 185  
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 185  
 道路の区域変更（県道松山北条線）.....（ " ）... 185  
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 186  
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 186  
 道路の区域変更（一般国道494号）.....（中予地方局久万高原土木事務所）... 186  
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 186

## 訓 令

愛媛県福祉総合支援センター処務規程及び愛媛県子ども・女性支援センター処務規程の一部を改正する訓令.....（子育て支援課）... 186

## 正 誤

令和元年11月29日付け第60号愛媛県告示第784号（建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正）中.....（建築住宅課）... 188

## 規 則

### ○愛媛県規則第7号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中村時広

#### 児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成13年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨）	（趣旨）
<b>第1条</b> この規則は、児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成	<b>第1条</b> この規則は、児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成

12年政令第472号)及び児童虐待の防止等に関する法律施行規則(平成20年厚生労働省令第30号)に定めるもののほか、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。

(1)~(7) 省略

(8) 法第11条第4項(法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定による保護者に対する勧告に関すること。

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

12年政令第472号)に定めるもののほか、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。

(1)~(7) 省略

(8) 法第11条第3項(法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定による保護者に対する勧告に関すること。

(9) 法第12条の4第1項(法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定による保護者に対する命令に関すること。

(10) 法第12条の4第2項(法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定による命令に係る期間の更新に関すること。

(11) 法第12条の4第6項(法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定による命令の取消しに関すること。

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第8号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料に関する規則(昭和30年愛媛県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料の額を次のとおり定める。						
使 用 料						使 用 料						
区分	種別	細 別	単 位	金 額	備 考	区分	種別	細 別	単 位	金 額	備 考	
技術 開発 関係	省略					技術 開発 関係	省略					
	化学 用機 器	1~23	省略				化学 用機 器	1~23	省略			
		24	省略					24	HPLC/質量分析	1時間	1,980円	
		25	省略					計				
		26	省略					25	省略			
		27	省略					26	省略			
		28	省略					27	省略			
		29	省略					28	省略			
					29	省略						
					30	省略						

		30 省略			
		31 省略			
		32 省略			
		33 省略			
		34 省略			
		35 省略			
		36 省略			
		37 省略			
		38 省略			
		39 省略			
食品産業関係	食品	1 ~ 65 省略			
	加工用機器	66 HPLC / 質量分析計	1時間	1,980円	
窯業関係	省略				
	窯業用機器	1 ~ 37 省略			
		38 光断層トログラフイニ	1時間	440円	
		39 レオメーター	1時間	1,210円	
		40 陶磁器転写システム	1時間	1,210円	
		41 撮影機材セット	1時間	550円	
		42 棧瓦用耐風試験機	1時間	550円	
	43 棟瓦用耐震試験機	1時間	550円		
繊維産業関係	染織用機器	1 ~ 37 省略			
		38 純水製造装置	1時間	550円	
		39 収束イオンビーム装置	1時間	660円	
紙産業関係	省略				
	化学試験用機器	1 ~ 29 省略			
		30 省略			
		31 省略			
		32 省略			
		33 省略			
		34 省略			
		35 省略			
		36 省略			
		37 省略			
		38 省略			
		39 省略			
		40 省略			
		41 省略			
	省略				

注 省略

		31 省略			
		32 省略			
		33 省略			
		34 省略			
		35 省略			
		36 省略			
		37 省略			
		38 省略			
		39 省略			
		40 省略			
食品産業関係	食品	1 ~ 65 省略			
	加工用機器				
窯業関係	省略				
	窯業用機器	1 ~ 37 省略			
繊維産業関係	染織用機器	1 ~ 37 省略			
紙産業関係	省略				
	化学試験用機器	1 ~ 29 省略			
		30 収束イオンビーム装置	1時間	660円	
		31 省略			
		32 省略			
		33 省略			
		34 省略			
		35 省略			
		36 省略			
		37 省略			
		38 省略			
		39 省略			
		40 省略			
		41 省略			
	42 省略				
	省略				

注 省略

手 数 料 省 略

手 数 料 省 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第9号

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則

愛媛県立農業大学校規則（昭和58年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(受験手続)</p> <p><b>第10条</b> 総合農学科に入学しようとする者は、入学願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 写真（出願前6月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）</p> <p>(3) 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（第10条関係） 入学願書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">愛媛県収入証紙 貼付欄（消印をしないこと。）</div> <div>省略</div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>写 真</p> <p>出願前6月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で縦4センチメートル、横3センチメートルのもの</p> </div> </div> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">住 所 本人 氏 名 生年月日 年 月 日生</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">入学希望区分</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">総合農学科</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第一希望</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">コース</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">アグリビジネス科</td> <td style="text-align: center;">第二希望</td> <td style="text-align: center;">コース</td> </tr> </table> <p>注1 「入学希望区分」の欄は、入学を希望する科の の中にレ印を付すこと。</p> <p>2 入学選考料として所定の額の愛媛県収入証紙を貼付すること。</p> <p>3 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 最終学校の調査書</p> <p>(2) その他校長が必要と認める書類</p> <p><b>様式第2号</b>（第12条関係） 誓約書</p>	入学希望区分	総合農学科	第一希望	コース	アグリビジネス科	第二希望	コース	<p>(受験手続)</p> <p><b>第10条</b> 総合農学科に入学しようとする者は、入学願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 写真（出願前6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル正方形のもの）</p> <p>(3) 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（第10条関係） 入学願書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">愛媛県収入証紙 ちよう付欄（消印をしないこと。）</div> <div>省略</div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>写 真</p> <p>出願前6箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で5センチメートル正方形のもの</p> </div> </div> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">住 所 本人 氏 名 生年月日 年 月 日生 男・女</p> <p style="text-align: center;">住 所 保護者 氏 名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">入学希望区分</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">総合農学科</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第一希望</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">コース</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">アグリビジネス科</td> <td style="text-align: center;">第二希望</td> <td style="text-align: center;">コース</td> </tr> </table> <p>注1 「入学希望区分」の欄は、入学を希望する科の の中にレ印を付し、コース名を記入すること。</p> <p>2 入学選考料として所定の額の愛媛県収入証紙をちよう付すること。</p> <p>3 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 最終学校の調査書</p> <p>(2) その他校長が必要と認める書類</p> <p><b>様式第2号</b>（第12条関係） 誓約書</p> </div>	入学希望区分	総合農学科	第一希望	コース	アグリビジネス科	第二希望	コース
入学希望区分		総合農学科	第一希望	コース											
	アグリビジネス科	第二希望	コース												
入学希望区分	総合農学科	第一希望	コース												
	アグリビジネス科	第二希望	コース												

省略
科名
氏名
生年月日
連絡先
住所
職業
身元保証人氏名
身元保証人生年月日
本人との続柄( )
連絡先
住所
職業
身元保証人氏名
身元保証人生年月日
本人との続柄( )
連絡先
省略

省略
総合農学科
コース
アグリビジネス科
コース
本人氏名
住所
職業
身元保証人氏名
身元保証人生年月日
住所
職業
身元保証人氏名
身元保証人生年月日
省略

様式第3号(第14条関係) 休学・退学願

様式第3号(第14条関係) 休学・退学願

省略
科名
コース名
学籍番号
氏名
省略
省略

省略
総合農学科
コース
アグリビジネス科
コース
本人氏名
省略
省略

注 省略

注 省略

様式第4号(第14条関係) 復学願

様式第4号(第14条関係) 復学願

省略
科名
コース名
学籍番号
氏名
省略
省略

省略
総合農学科
コース
アグリビジネス科
コース
本人氏名
省略
省略

注 省略

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第264号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年 月 日
ザ・ビッグ松山山越店	松山市山越三丁目77番地 外	駐車場の自動車の出入口の数	4箇所	3箇所	令和2年3月10日	令和2年3月9日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第265号

加入区の設定（漁獲共済）（平成14年12月愛媛県告示第2013号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
区 域	区 分	区 域	区 分
1 川之江区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧川之江漁業協同組合の地区）	省略	1 川之江区域（ <u>川之江漁業協同組合</u> の地区）	省略
2 三島区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧三島漁業協同組合の地区）	省略	2 三島区域（ <u>三島漁業協同組合</u> の地区）	省略
3 寒川区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧寒川漁業協同組合の地区）	省略	3 寒川区域（ <u>寒川漁業協同組合</u> の地区）	省略
4 土居町区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧土居町漁業協同組合の地区）	省略	4 土居町区域（ <u>土居町漁業協同組合</u> の地区）	省略
5 新居浜市大島区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧新居浜市大島漁業協同組合の地区）	省略	5 新居浜市大島区域（ <u>新居浜市大島漁業協同組合</u> の地区）	省略
6 多喜浜区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧多喜浜漁業協同組合の地区）	省略	6 多喜浜区域（ <u>多喜浜漁業協同組合</u> の地区）	省略
7 新居浜市垣生区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧新居浜市垣生漁業協同組合の地区）	省略	7 新居浜市垣生区域（ <u>新居浜市垣生漁業協同組合</u> の地区）	省略

8 新居浜区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧新居浜漁業協同組合の地区）	省略	8 新居浜区域（新居浜漁業協同組合 _____の地区）	省略
9 西条市玉津区域（愛媛県漁業協同組合_____の地区のうち、旧西条市玉津漁業協同組合の地区）	省略	9 西条市玉津区域（西条市ひうち漁業協同組合の地区のうち、旧西条市玉津漁業協同組合の地区）	省略
10 西条区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧西条漁業協同組合の地区）	省略	10 西条区域（西条市漁業協同組合の地区のうち、旧西条漁業協同組合の地区）	省略
11 壬生川区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧壬生川漁業協同組合の地区）	省略	11 壬生川区域（壬生川漁業協同組合 _____の地区）	省略
12 河原津区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧河原津漁業協同組合の地区）	省略	12 河原津区域（河原津漁業協同組合 _____の地区）	省略
13 大浜区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、平成22年4月1日付け合併前の大浜漁業協同組合の地区）	省略	13 大浜区域（大浜漁業協同組合_____の地区のうち、平成22年4月1日付け合併前の大浜漁業協同組合の地区）	省略
14 津倉区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧津倉漁業協同組合の地区）	省略	14 津倉区域（津倉漁業協同組合 _____の地区）	省略
15 魚島村区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧魚島村漁業協同組合の地区）	省略	15 魚島村区域（魚島村漁業協同組合 _____の地区）	省略
16 弓削区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧弓削漁業協同組合の地区）	省略	16 弓削区域（弓削漁業協同組合 _____の地区）	省略
17 関前村区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧関前村漁業協同組合の地区）	省略	17 関前村区域（関前村漁業協同組合 _____の地区）	省略
18 北条市区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧北条市漁業協同組合の地区）	省略	18 北条市区域（北条市漁業協同組合 _____の地区）	省略
19 津和地区域（愛媛県漁業協同組合_____の地区のうち、旧津和地漁業協同組合の地区）	省略	19 津和地区域（中島三和漁業協同組合の地区のうち、旧津和地漁業協同組合の地区）	省略
20 元怒和区域（愛媛県漁業協同組合_____の地区のうち、松山市元怒和の区域）	省略	20 元怒和区域（中島三和漁業協同組合の地区のうち、松山市元怒和の区域）	省略
21 上怒和区域（愛媛県漁業協同組合_____の地区のうち、松山市上怒和の区域）	省略	21 上怒和区域（中島三和漁業協同組合の地区のうち、松山市上怒和の区域）	省略

22 二神区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧二神漁業協同組合の地区）	省略	22 二神区域（中島三和漁業協同組合の地区のうち、旧二神漁業協同組合の地区）	省略
23 松山市今出区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧松山市今出漁業協同組合の地区）	省略	23 松山市今出区域（松山市今出漁業協同組合の地区）	省略
24～33 省略		24～33 省略	
34 三瓶湾・日振島区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち旧三瓶湾漁業協同組合の地区及び愛媛県漁業協同組合の地区のうち旧日振島漁業協同組合の地区）	省略	34 三瓶湾・日振島区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち旧三瓶湾漁業協同組合の地区及びうわみ漁業協同組合の地区のうち旧日振島漁業協同組合の地区）	省略
35 省略		35 省略	
36 遊子区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧遊子漁業協同組合の地区）	省略	36 遊子区域（遊子漁業協同組合の地区）	省略
37 戸島区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧戸島漁業協同組合の地区）	省略	37 戸島区域（うわみ漁業協同組合の地区のうち、旧戸島漁業協同組合の地区）	省略
38 宇和島区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧宇和島漁業協同組合の地区）	省略	38 宇和島区域（宇和島漁業協同組合の地区）	省略
39～45 省略		39～45 省略	

○愛媛県告示第266号

漁業災害補償法による一定区域の設定及び加入区の設定の廃止（昭和63年10月愛媛県告示第1183号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
のり等養殖業（のり養殖業）		のり等養殖業（のり養殖業）	
加入区の名 称	区 域	加入区の名 称	区 域
川之江加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧川之江漁業協同組合の地区	川之江加入区	川之江漁業協同組合の地区
三島加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧三島漁業協同組合の地区	三島加入区	三島漁業協同組合の地区
土居町加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧土居町漁業協同組合の地区	土居町加入区	土居町漁業協同組合の地区
新居浜市大島加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧新居浜市大島漁業協同組合の地区	新居浜市大島加入区	新居浜市大島漁業協同組合の地区
新居浜市垣生加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧新居浜市垣生漁業協同組合の地区	新居浜市垣生加入区	新居浜市垣生漁業協同組合の地区
西条市玉津加入	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、	西条市玉津加入	西条市ひうち漁業協同組合の地区のうち、



区	旧西条市玉津漁業協同組合の地区
西条加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧西条漁業協同組合の地区
西条市禎瑞加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧西条市禎瑞漁業協同組合の地区
西条市神拝加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧西条市神拝漁業協同組合の地区
壬生川加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧壬生川漁業協同組合の地区
河原津加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧河原津漁業協同組合の地区
桜井加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧桜井漁業協同組合の地区
津倉加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧津倉漁業協同組合の地区
宮窪町加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧宮窪町漁業協同組合の地区
弓削加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧弓削漁業協同組合の地区
魚島村加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧魚島村漁業協同組合の地区
大三島加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧大三島漁業協同組合の地区
北条市加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧北条市漁業協同組合の地区

区	旧西条市玉津漁業協同組合の地区
西条加入区	西条市漁業協同組合の地区のうち、旧西条漁業協同組合の地区
西条市禎瑞加入区	西条市漁業協同組合の地区のうち、旧西条市禎瑞漁業協同組合の地区
西条市神拝加入区	西条市ひうち漁業協同組合の地区のうち、旧西条市神拝漁業協同組合の地区
壬生川加入区	壬生川漁業協同組合の地区
河原津加入区	河原津漁業協同組合の地区
桜井加入区	桜井漁業協同組合の地区
津倉加入区	津倉漁業協同組合の地区
宮窪町加入区	宮窪町漁業協同組合の地区
弓削加入区	弓削漁業協同組合の地区
魚島村加入区	魚島村漁業協同組合の地区
大三島加入区	大三島漁業協同組合の地区
北条市加入区	北条市漁業協同組合の地区

○愛媛県告示第267号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の3第1項第2号の規定による一定の区域を次のように定め、加入区の設定（特定養殖共済）（平成3年1月愛媛県告示第110号、平成25年1月愛媛県告示第3号及び平成26年4月愛媛県告示第404号）は、廃止する。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中村時広

わかめ養殖業

加入区の名	区	域
今治加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧今治漁業協同組合の地区	
渦浦加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧渦浦漁業協同組合の地区	
津倉加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧津倉漁業協同組合の地区	
宮窪町加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧宮窪町漁業協同組合の地区	
伯方町加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧伯方町漁業協同組合の地区	
岩城生名加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧岩城生名漁業協同組合の地区	
大三島加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧大三島漁業協同組合の地区	
関前村加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧関前村漁業協同組合の地区	

北条市加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧北条市漁業協同組合の地区
野忽那加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧野忽那漁業協同組合の地区
睦月加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧睦月漁業協同組合の地区
中島町加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧中島町漁業協同組合の地区
神浦加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧神浦漁業協同組合の地区
怒和島加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧怒和島漁業協同組合の地区
高浜町加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧高浜町漁業協同組合の地区
松山市加入区	松山市漁業協同組合の地区
長浜町加入区	長浜町漁業協同組合の地区
瀬戸町加入区	八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧瀬戸町漁業協同組合の地区
三崎加入区	三崎漁業協同組合の地区
八幡浜加入区	八幡浜漁業協同組合の地区のうち、平成17年4月1日付け合併前の八幡浜漁業協同組合の地区
三瓶湾加入区	八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧三瓶湾漁業協同組合の地区
明浜加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧明浜漁業協同組合の地区

吉田町加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧吉田町漁業協同組合の地区
遊子加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧遊子漁業協同組合の地区
宇和島加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧宇和島漁業協同組合の地区

下灘加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧下灘漁業協同組合の地区
内海加入区	愛南漁業協同組合の地区のうち、旧内海漁業協同組合の地区

○愛媛県告示第268号

加入区の設定（特定養殖共済）（平成8年1月愛媛県告示第23号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
真珠母貝養殖業		真珠母貝養殖業	
加入区の名称	区 域	加入区の名称	区 域
吉田町加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧吉田町漁業協同組合の地区	吉田町加入区	吉田町漁業協同組合 _____の地区
宇和島加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧宇和島漁業協同組合の地区	宇和島加入区	宇和島漁業協同組合 _____の地区
三浦加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧三浦漁業協同組合の地区	三浦加入区	三浦漁業協同組合 _____の地区
遊子加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧遊子漁業協同組合の地区	遊子加入区	遊子漁業協同組合 _____の地区
蒋淵加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧蒋淵漁業協同組合の地区	蒋淵加入区	うわうみ漁業協同組合の地区のうち、旧蒋淵漁業協同組合の地区
下波加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧下波漁業協同組合の地区	下波加入区	下波漁業協同組合 _____の地区
戸島加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧戸島漁業協同組合の地区	戸島加入区	うわうみ漁業協同組合の地区のうち、旧戸島漁業協同組合の地区
日振島加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧日振島漁業協同組合の地区	日振島加入区	うわうみ漁業協同組合の地区のうち、旧日振島漁業協同組合の地区
北灘加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧北灘漁業協同組合の地区	北灘加入区	北灘漁業協同組合 _____の地区
下灘加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧下灘漁業協同組合の地区	下灘加入区	下灘漁業協同組合 _____の地区
省略		省略	

○愛媛県告示第269号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の3第1項第2号の規定による一定の区域を次のように定め、加入区の設定（特定養殖共済）（平成24年4月愛媛県告示第551号及び平成31年4月愛媛県告示第269号）は、廃止する。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

ほたて貝等養殖業（ひおうぎ貝養殖業）

加入区の名称	区 域
岩城生名加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧岩城生名漁業協同組合の地区

三崎加入区	三崎漁業協同組合の地区
八幡浜加入区	八幡浜漁業協同組合の地区のうち、平成17年4月1日付け合併前の八幡浜漁業協同組合の地区
下波加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧下波漁業協同組合の地区
遊子加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧遊子漁業協同組合の地区
北灘加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧北灘漁業協同組合の地区
下灘加入区	愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧下灘漁業協同組合の地区
内海加入区	愛南漁業協同組合の地区のうち、旧内海漁業協同組合の地区

御荘町加入区	愛南漁業協同組合の地区のうち、旧御荘町漁業協同組合の地区
西海加入区	愛南漁業協同組合の地区のうち、旧西海町漁業協同組合の地区

○愛媛県告示第270号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。  
令和2年3月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）  
基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業期間 令和2年4月1日から  
令和3年3月31日まで
- 3 作業地域 愛媛県全域

○愛媛県告示第271号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
令和2年3月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和2年3月16日から  
令和2年9月30日まで
- 3 作業地域 愛媛県四国中央市土居町地内

○愛媛県告示第272号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。  
令和2年3月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 令和元年7月22日から  
令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 宇和島市、南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第273号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。  
令和2年3月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間 令和元年9月1日から  
令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 宇和島市、大洲市、西予市、西宇和郡伊方町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町

○愛媛県告示第274号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、今治市長から次のとおり公共測量が終

了した旨の通知があった。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（令和元年度今治市空中写真撮影業務委託）
- 2 作業期間 令和元年9月27日から  
令和2年3月3日まで
- 3 作業地域 今治市全域

○愛媛県告示第275号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。  
令和2年3月24日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数値撮影）「地図情報レベル1000（地上画素寸法18cm）  
公共測量（数値図化）「地図情報レベル2500」  
公共測量（写真地図作成）「地図情報レベル2500」  
公共測量（航空レーザ測量）「地図情報レベル2500」
- 2 作業期間 令和元年9月3日から  
令和2年2月28日まで
- 3 作業地域 肱川流域

○愛媛県告示第276号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき東温市志津川土地区画整理組合から次のとおり理事が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中村時広

就任

氏名	住所
高塚 莊一	東温市志津川636番地4
高塚 澄枝	東温市志津川638番地1
西下 光男	東温市志津川南五丁目8番地11
武智 由貴	東温市志津川678番地
宮内 和夫	東温市志津川648番地
宮倉 和良	東温市志津川1426番地
神野 忠史	東温市志津川1435番地

退任

氏名	住所
佐伯 清美	東温市志津川645番地

池 田 秀 一	東温市志津川690番地
---------	-------------

○愛媛県告示第277号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
鬼北 第1 号	北宇和郡鬼北町大字小松1400番地1	えひめ南農業協同組合 三島支所	北宇和郡鬼北町大字小松1400番地1	令和2年3月13日

○愛媛県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市中村土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年3月24日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	砥部伊予松山線	松山市余戸西一丁目4092番から 同市余戸西一丁目1909番6まで	旧	メートル 11.8～14.5	キロメートル 0.029	
			新	12.3～14.9	0.029	

○愛媛県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	松山市余戸西一丁目1925番3から 同市余戸西一丁目1909番6まで	令和2年3月24日

○愛媛県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山北条線	松山市菅沢町甲941番7	旧	メートル 13.2～14.6	キロメートル 0.007	
			新	16.0～17.9	0.007	

○愛媛県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市菅沢町甲941番7	令和2年3月24日

○愛媛県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年3月24日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
元中局建（開）第46号 令和2年3月13日	東温市志津川字拂川甲707番1、志津川南一丁目10番2	松山市福音寺町42番地6 株式会社 みのり商会

○愛媛県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1710番地先	旧	メートル 4.9～8.8	キロメートル 0.115	
		上浮穴郡久万高原町笠方1710番2から同町笠方1710番4まで	新	7.0～26.6	0.115	

○愛媛県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方1710番2から同町笠方1710番4まで	令和2年3月24日

訓 令

○愛媛県訓令第1号

保 健 福 祉 部  
 地 方 局  
 福祉総合支援センター  
 子ども・女性支援センター

愛媛県福祉総合支援センター処務規程及び愛媛県子ども・女性支援センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月24日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県福祉総合支援センター処務規程及び愛媛県子ども・女性支援センター処務規程の一部を改正する訓令**

(愛媛県福祉総合支援センター処務規程の一部改正)

**第1条** 愛媛県福祉総合支援センター処務規程(平成27年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 児童福祉司は、主として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第4項及び第8項に規定する業務を行う。</p> <p>10～16 省略</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>子ども・女性支援課</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 児童福祉法第33条の6の2及び第33条の6の3第1項の規定による特別養子適格の確認の審判に関すること。</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p><u>(16) 省略</u></p> <p><u>(17) 省略</u></p> <p><u>(18) 省略</u></p> <p><u>(19) 省略</u></p> <p><u>(20) 省略</u></p> <p><u>(21) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第4条第6項の規定による情報の提供及び措置に関すること。</u></p> <p><u>(22) 児童虐待の防止等に関する法律</u> _____ <u>第8条第2項の規定による安全確認の措置に関すること。</u></p> <p><u>(23) 省略</u></p> <p><u>(24) 省略</u></p> <p><u>(25) 省略</u></p> <p><u>(26) 省略</u></p> <p><u>(27) 省略</u></p> <p><u>(28) 省略</u></p> <p><u>(29) 児童虐待の防止等に関する法律第11条第4項から第6項までの規定による保護者に対する指導等に関すること。</u></p> <p><u>(30) 省略</u></p> <p><u>(31) 省略</u></p> <p><u>(32) 省略</u></p> <p><u>(33) 省略</u></p> <p><u>(34) 省略</u></p> <p><u>(35) 省略</u></p> <p><u>(36) 省略</u></p>	<p>(職務)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 児童福祉司は、主として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第4項及び第7項に規定する業務を行う。</p> <p>10～16 省略</p> <p>(分掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>子ども・女性支援課</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p><u>(16) 省略</u></p> <p><u>(17) 省略</u></p> <p><u>(18) 省略</u></p> <p><u>(19) 省略</u></p> <p><u>(20) 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第8条第2項の規定による安全確認の措置に関すること。</u></p> <p><u>(21) 省略</u></p> <p><u>(22) 省略</u></p> <p><u>(23) 省略</u></p> <p><u>(24) 省略</u></p> <p><u>(25) 省略</u></p> <p><u>(26) 省略</u></p> <p><u>(27) 児童虐待の防止等に関する法律第11条第3項から第5項までの規定による保護者に対する指導等に関すること。</u></p> <p><u>(28) 省略</u></p> <p><u>(29) 省略</u></p> <p><u>(30) 省略</u></p> <p><u>(31) 省略</u></p> <p><u>(32) 省略</u></p> <p><u>(33) 省略</u></p> <p><u>(34) 省略</u></p>

(37) 省略  
 (38) 省略  
 (39) 省略  
 (40) 省略  
 (41) 省略  
 省略

(35) 省略  
 (36) 省略  
 (37) 省略  
 (38) 省略  
 (39) 省略  
 省略

(愛媛県子ども・女性支援センター処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県子ども・女性支援センター処務規程(平成27年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務) <b>第2条</b> 省略 2～5 省略 6 児童福祉司は、主として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第4項及び第8項に規定する業務を行う。 7～11 省略	(職務) <b>第2条</b> 省略 2～5 省略 6 児童福祉司は、主として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第4項及び第7項に規定する業務を行う。 7～11 省略

**附 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**正 誤**

○正 誤

令和元年11月29日付け第60号愛媛県告示第784号(建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の一部改正)中

ページ	箇 所	誤	正
764	表 事務所の所在地欄中	位置	事務所所在地